# 久留米市

久留米市制施行130周年

13

(ABWRRIA / ージキャラクター くるっぽ

VOL. **54** 

# 商工労働ニュース

【事業主と従業員の皆さんのための情報紙】





#### スキルアップと仲間作りで離職を防ぐ 新入社員・2年目社員研修を開催

市は、8月26・27日に若手社員の離職防止を目的として、市内事業所の新入社員や入社 2年目社員を対象とした合同研修会を実施しました。参加した125人の皆さんは、仕事に 必要なスキルを学びながら、さまざまな業種・職種の垣根を超えて、悩みの共有や情報交換 を行い、交流しました。

### Contents

特集 くるめ創業ロケットで夢実現 産学官金のネ	ットワークで、創業・経営を応援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
消費税増税特別融資の受付を開始4	労働教育講座・労働経営セミナーを開催	8
事業承継の準備を始めましょう5	パワーハラスメント対策が事業主の義務になります	9
久留米・鳥栖地域産学官テクノ交流会を開催6	冬の省エネに取り組みましょう	··10
筑後地域の観光資源を売り込もう(観光商談会を開催)7	マイナンバーカード企業ー括申請を募集	12

## くるめ創業ロケットで夢実現

#### 産学官金のネットワークで、創業・経営を応援

市は、創業支援の拠点として平成28年4月に「くるめ創業ロケット」を開設しまし た。創業を考えている人だけでなく、すでに事業を行っている人も利用できます。商 工団体や教育研究機関、金融機関など、産学官金の団体からなる「くるめ創業支援 ネットワーク」や、中小企業庁が設置する「よろず支援拠点」と連携し、みなさまの創 業・経営をサポートしています。







くるめ創業ロケットの外観

「くるめ創業ロケット」は、創業希望者・事業者 が、スキルアップや人脈作りのために活用できる 場です。昨年は、延べ1,700人が利用しました。 ウェブサイト・SNSでは、創業・経営関連の情報を 随時発信中です。館内にも、イベント情報・補助金 等の各種パンフレットを準備しています。

また、金融機関による相談窓口や弁護士セミ ナー、起業家交流会、知的財産に関するセミ ナー・相談など、様々なイベントを開催しています。

#### ワンストップ相談窓口

「くるめ創業ロケット」には、相談員 が常駐しているため、いつでも気軽に 相談ができます。相談の内容に応じて 無料

「くるめ創業支援ネットワーク」メンバーや「よろず支援拠 点」などの専門支援機関と連携し、課題解決をサポートし ます。

#### 金融機関による相談窓口

筑邦銀行、筑後信用金庫による無料 の相談窓口を、毎月4回開設していま す。金融機関の窓口に行くのはちょっと

敷居が高いという人でも、くるめ創業ロケットで気軽に相 談できます。資金調達、事業計画書の作成、久留米の情報 収集、空き店舗情報、補助金の申請についてなど、地元久 留米に詳しい金融機関の相談員が伴走型で支援します。 日程は、ウェブサイト・SNSでご確認ください。



相談員が真摯に対応します

#### 弁護士セミナー

毎月1回、弁護士によるセミナーを 開催しています。契約や賃貸借、雇用な ど、創業・経営する上で欠かすことので

きない課題をテーマに、具体的な事例を交えながら弁護士 が解説します。事業者として必要な知識を身につけましょう。



中小企業の支援に詳しい弁護士が全力サポート

#### 今後のセミナー開催予定(定員は各回10人)

テーマ	日時
商標について	10月17日(木) 15:00~16:00
創業時に被害にあいやすい 詐欺等のトラブルについて	11月21日(木) 15:00~16:00
個人情報の取り扱いについて	12月19日(木) 15:00~16:00

※テーマと日程は変更になる場合があります



#### 久留米よろず創業・経営相談窓口(よろず支援拠点)

「くるめ創業ロケット」内に、「久留米よろず創業・経営相 談窓口(よろず支援拠点)」が開設されています。

税理士や中小企業診断士、現役経営者などの38名の専 門家が日替わりで常駐し、少人数セミナーと個別相談会 を、平日のみ開催しています。

#### よろず支援拠点とは

平成26年に国(中小企業庁)が設置した、創業者・個人 事業主・中小企業のための無料相談窓口です。

#### 【少人数セミナー】

ウェブサイト·SNSの活用法や効果的なチラシの作り 方、商品開発・改善、人材確保など、創業希望者から事業 者まで役に立つ内容のセミナーを開催しています。

#### 【個別相談会】

現役経営者やコンサルタントなど、さまざまな分野で活 躍する専門家に、何度でも無料で相談できます。

#### 【テレビ電話相談】

テレビ電話を通して福岡県よろず支援拠点(博多本部) にいる専門家への相談ができます。



利用者がくるめ創業ロケットのテレビ電話で専門家に相談している様子

セミナー及び個別相談は、下記まで事前に予約をお願い します。

#### 検索 福岡県よろず

申福岡県よろず支援拠点

**☎**092-622-7809 **F** 092-624-3300

#### 利用者インタビュー

「くるめ創業ロケット」と「久留米 よろず創業・経営相談窓口 を約2 年前から利用されている「フレンチ 屋台 総州」のオーナーシェフ 高山 鎌次さんにお話を伺いました。



フレンチ屋台総州 オーナー 高山さん

宣伝方法について相談中

#### お店の特徴

誰でも気軽にフレンチを楽しんでほしいという想い で、今までのフレンチレストランのイメージを覆し、気取 らず親しみやすいフレンチ"屋台"を営業しています。地 元の野菜を使うなど、食材にもこだわっています。久留米 の良さを積極的に発信し、久留米を盛り上げられる存在 になることを目指しています。

#### ロケットを利用したきつかけ

店舗経営を支援してくれるところを探していましたが、 なかなか見つからず、そんな時にインターネットで偶然 「くるめ創業ロケット」を見つけ、すぐに電話をかけました。

#### よろず支援拠点を利用してみて

開業以前はフレンチシェフとして20年間勤めてきまし たが、経営者としてお店を切り盛りしていく上では、経営 方針から数字の管理、広告の仕方、メニュー構成・価格、 従業員の教育など、たくさんのことを考えなければいけま せん。「よろず支援拠点」には、さまざまな専門家がいるた め、それぞれの分野について、より具体的なアドバイスを 受けることができます。支援を受けて始めたインスタグラ ムは、今では3万5千人を超えるフォロワーがいます。「よ ろず支援拠点」は、無料で利用できることも魅力です。

> フレンチ屋台 総州 **1** 0942-39-3423 丽中央町14-16

#### くるめ創業ロケット 検索

**聞くるめ創業ロケット[(株)久留米ビジネスプラザ**] ☎0942-27-6144 **F**0942-27-6144 ☑rocket@kurumebp.jp 所六ツ門町21番地6 久留米東町公園ビル1階 ※車でお越しの際は、近隣の民間駐車場をご利用ください

### 増税で売上に影響を受けた事業所を支援

#### 消費税増税特別融資の受付を開始

市は、消費税増税による影響を緩和し、市内の中小企業の経営安定に向けた資金繰り支援のため、市の制度融資 のメニューに「令和元年消費税増税支援特別枠」を創設し、来年1月6日から受付を開始します。

#### 制度の概要

#### 資 金 名 緊急経営支援資金

(令和元年消費税増税支援特別枠)

要件(1市内に事業所を有し、市税を完納している 中小企業者

> ②令和元年10月の消費税増税に伴い、最近3か 月の売上高又は売上総利益(売上総利益=売 上高-売上原価)が前年同期と比較して15% 以上減少しており、市の認定を受けた中小企業者

#### 用 途 運転資金

※既存借入償還のための借り換えはできません

限度額 1,000万円 利 率 1.26%

貸付期間 7年以内(据置1年以内)

保証料率 0.45~0.84%

利子補給 最初の1年間の利子のうち、延滞利子を除く利 子額を全額補給

保証料補給 350万円までの借入は全額補給

受付期間 令和2年1月6日~令和2年12月28日

※この期間に保証協会で受け付けてもらう必要があります

#### 市の認定

この融資は、経営安定資金など市が実施する他の融資と 異なり、金融機関等への融資の申し込み前に市の認定が必 要です。

#### 申請・認定窓口

商工政策課(市本庁舎11階) 各総合支所 産業振興課

#### 申請時に必要なもの

- ○認定申請書、認定申請書の添付書類(市の指定様式)
- ○認定申請書の申請内容が確認できる書類(試算表、 売上台帳など)
- ○印鑑(個人の場合は代表者の印鑑、法人の場合は印 鑑登録している代表者印)

#### 申商工政策課

**☎** 0942-30-9133 F 0942-30-9707

### ビジネスマッチングで受注機会を拡大

### 久留米広域商談会参加企業を募集

久留米広域連携中枢都市圏(※)では、地域産業の振興・ 活性化を図るため、広域商談会を開催します。県内外の発 注企業約30社と圏域内を中心とする受注企業約100社が 集まり、個別面談を実施します。参加してさまざまな企業に自 社の強みをアピールし、受注の増加や、新たなパートナーづ くりの機会にしてみませんか。

時 1月23日(木) 13:00~17:00

場。ホテルマリターレ創世久留米

(東櫛原町900番地)

対象業種 機械金属製造業

募集期間 11月15日(金)~12月15日(日)まで

発注企業 発注企業は11月中旬頃に決定し、

ホームページやチラシでお知らせします。

申込方法 FAX・メール

参加申込に必要な書類は、公益財団法人 福岡県中小企業振興センターのホームページから ダウンロードできます。

※久留米広域連携中枢都市圏とは、久留米市、大川市、小郡市、うきは市、 大刀洗町、大木町の4市2町です



昨年の商談会場の様子

#### (参考)平成30年度の参加企業

| 発注企業 | オリエント工機(株)、安川エンジニアリング(株) など31社

受注企業 81社

久留米広域商談会 検索人

申 (公財)福岡県中小企業振興センター

**☎** 092-622-6680 **F** 092-624-3300

☑ torihiki-01@joho-fukuoka.or.jp

#### お知らせ

### 食品表示の新基準への切替えを

#### 一般用加工食品の経過措置期間は令和2年3月31日で終了

平成27年4月1日に食品表示法が施行され、一般用加工 食品に栄養成分表示が義務付けられました。

令和2年3月31日までに製造(または加工・輸入)されるも のについては、食品表示法施行前の旧基準による表示が認 められますが、令和2年4月1日以降に製造等した食品に旧 基準の表示を行うと食品表示法違反となり、回収命令等の 対象になることがあります。

移行期間が終了する前に、計画的に表示の切替えを完了 させてください。

#### 表示方法の決まり

- ○必ず「栄養成分表示」と表示します
- ○食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装、その他の1単 位のいずれかを表示します
- ○熱量及び栄養成分表示の順番は決まっています 必ず、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(食塩 相当量に換算したもの)の順で5つを表示します。
- ○表示される値は分析のほかに、計算等によって求めた値 を表示することが可能です



#### 【表示例】

栄養成分表示 (100g当たり)

123kcal 熱量 たんぱく質 6.0g 脂質 8.0g 炭水化物 10.0a 食塩相当量 0.2g

#### 【食品表示の主な変更点】

- 1.一般用の加工食品及び一般用の添加物の栄養成分表示 の義務化
- 2.アレルギー表示の変更
- 3.「機能性表示食品」制度の新設
- 4.全ての加工食品(輸入品を除く)に原料原産地の表示
- ※原料原産地の表示については、令和4年3月31日までの 猶予期間があります

|消費者庁 食品表示法に関する相談窓口

間 商工政策課

☎ 0942-30-9133 F 0942-30-9707

#### 事業承継の準備を始めましょう お知らせ

#### 事業承継診断が受けられます

業績には問題がないのに、後継者の不在を理由に廃 業するケースが少なからずあります。事業を将来に向 けて維持、成長させるためには、後継者の確保を含む 事業承継に向けた早めの準備が必要です。60歳以上の 経営者・個人事業主、後継者の皆さんは、事業承継の準 備を始めましょう。

事業承継に必要な期間は5~10年と言われています。後 継者教育などを進めながら経営権を引き継ぐ「人(経営)」の 承継、自社株式・事業用資産、債権や債務など「資産」の承 継、経営理念や取引先との人脈、技術・技能といった「知的 資産 | の承継を、計画的に着実に進める必要があります。

福岡県事業承継支援ネットワーク(※)では「事業承継診 断しを実施しています。診断結果をもとに、事業承継に必要 な計画づくりをサポートする専門家の派遣を無料で行って います。

まずは、福岡県事業承継支援ネットワークの構成機関で ある、お近くの商工会・商工会議所、または福岡県事業承継 支援ネットワーク事務局にご相談ください。

※福岡県事業承継支援ネットワーク

中小企業の事業承継を支援する公的機関です。地域 中小企業支援協議会と商工団体、金融機関、士業等 専門家、行政が連携した「福岡県事業承継支援ネット ワーク」を核として、各支援機関により事業承継の各段 階に応じたきめ細やかな支援に取り組んでいます。



#### 福岡県事業承継支援ネットワーク

- 申 福岡県事業承継支援ネットワーク事務局
- ☎ 092-409-0022 F 092-441-6930
- ✓ f-jigyonw@fccicp.jp

### ユニーク企業に学ぶものづくり

#### 久留米·鳥栖地域産学官テ*クノ*交流会を開催

株式会社久留米リサーチ・パークは、産業技術の発展と振興を図るため、ものづくり に関する情報交換とネットワークづくりの場として交流会を開催します。

ものづくりの取り組みは企業、技術、製品ごとにさまざまで すが、優れた成果をあげている先進的な企業の取り組みか らは、自社の企業活動の進め方を検討する際に役立つ多く のヒントを得ることができます。

今回のテクノ交流会では、独自の技術、開発思想、イメー ジ戦略など自社の企業「らしさ」を生み出している特色ある 企業の取り組みを紹介し、地域の中小企業が今後の企業 活動のヒントを得る機会として開催します。



研究開発支援成果や中小企業支援に関する展示も行います

時 10月29日(火)

13:00~17:00(講演·展示)

17:00~18:30(懇親会)

場 久留米リサーチセンタービル 展示場

(百年公園1番1号)

参 加 費 無料(懇親会費 1,000円)

| 120人

●基調講演「選択と集中による開発革新

~一番ピンを見つける~」

マツダ株式会社

シニアイノベーションフェロー 人見 光夫 氏

- ●事例紹介① LEシステム株式会社
- ●事例紹介② 株式会社西田

地域中小企業や大学、公設試験研究機関など

申込方法 電話、FAXで申し込み先へ

※ホームページから申込書を入手できます

**申**㈱久留米リサーチ・パーク 研究開発部 ☎ 0942-37-6114 **F** 0942-37-6119

お知らせ

# 工場などの新設・増設・移設を支援

### 久留米市産業振興奨励金(補助金)

市は、事業所が市内の産業団地などへ工場などを新設、増設及び移設する場合に、固定資産税や事業所税を軽減す るなどの優遇制度を準備しています。工場などの新設、増設及び移転を検討する場合は、企業誘致推進課に相談してく ださい。

#### ①産業団地や工業専用地域の用地を公社などから新たに取得または賃借し、工場などを設置する場合

区分	要件	奨励金の内容	限度額
税金など	・投下固定資産総額2億円以上(中小企業などは5千万円以上) または常時雇用者数20人以上(中小企業などは5人以上) ※特定業種の場合は要件なし	○固定資産税額(3年度間) ○事業所税額(5年度間) ○用地の年間賃借料×50%(1年度間)	なし
設備投資	・投下固定資産税総額5億円以上(中小企業などは2億円以上) ※特定業種の場合は要件なし	○用地取得額×10% ○生産施設床面積×5,000円 ○その他、市民の新規雇用者数などに より額の加算あり	合計 2億円

#### ② ①以外の場合で、産業団地や工業専用地域、工業地域、準工業地域、商業地域、近隣商業地域、幹線沿道地区及び産業集積地区に 工場などを設置する場合

区分	要件	奨励金の内容	限度額
税金	・投下固定資産総額2億円以上(中小企業などは5千万円以上) かつ市民の新規雇用者数20人以上(中小企業などは5人以上) ※特定業種の場合は市民の新規雇用者数の要件なし	○固定資産税額×50%(3年度間) ○事業所税額×50%(5年度間)	なし

※特定業種:自動車関連分野、食品関連分野、バイオ・医療関連分野、環境関連分野

**申**企業誘致推進課 ☎0942-30-9135 **F**0942-30-9707 ☑ kigyo@city.kurume.fukuoka.jp

### 割業塾で夢をカタチに

市は、商工会議所などが実施する創業塾を受講し、新たに創業する人を、 有利な融資制度で支援しています。

#### 新規開業資金

新規開業資金は、市内で新たに開業する人を対象とし た融資制度です。

使 途 設備資金、運転資金

限度額 2.000万円

率 1.26%(低利率対象に該当する者は1.16%)

保 証 料 なし(市が全額負担)

件 ①事業を営んでいない個人で、市内で貸付実行 日から1カ月(会社の場合は2か月)以内に開 業する者、または申し込み時点で開業後6か 月未満の者

> ②特定創業支援等事業(創業塾など)を2年以 内に受講し、かつ良好な成績で修了している者

申 込 先 久留米商工会議所、久留米南部商工会、久留米 東部商工会、田主丸町商工会、新産業創出支援 課(久留米市)

#### 次回創業塾のご案内

久留米商工会議所は、新規創業を予定している人や創 業して間もない人を対象に、事業計画の基礎から具体 的な策定方法までを身につけていただくことを目的に 「創業塾」を開講します。

開催日 11月2日(土)、3日(日)、9日(土)

10:00~17:00 11月10日(日)

10:00~17:30

場 久留米商工会館 5階大ホール (城南町15番地5)

受講料 4,000円

申 込 先 久留米商工会議所 経営支援課

問新産業創出支援課 ☎0942-30-9136 **F**0942-30-9707 ☑nics@city.kurume.fukuoka.jp

### 筑後地域の観光資源を売り込もう

#### 観光商談会を開催

久留米観光コンベンション国際交流協会は、久留米 商工会議所と共催で、観光商談会「観光マッチングin 久留米2020冬 | を開催するため、参加事業所を11月 1日から募集開始します。

この観光商談会は、国内外の旅行社(バイヤー)を 久留米に招き、参加者(セラー)が観光資源を売り込 むスタイルのBtoB商談会です。



昨年の観光商談会の様子

開催日 2月14日(金)

開催時間 13:30~17:10(予定)

(セラーがバイヤーのデスクを回る1回最長15 分のフリー商談)

場 くるめりあARK

(六ツ門町3-11 くるめりあ六ツ門ビル3階)

招聘バイヤー JTB、近畿日本ツーリスト九州、東武トップツ アーズ、ANAセールス、JALパックなど約20社

募集事業所 観光関連業者や観光資源をお持ちの企業・団体 など 40社

募集期間 11月1日(金)から1月10日(金)まで(先着順) 参加料 ①久留米観光コンベンション国際交流協会

または久留米商工会議所の会員:2,000円

②福岡県筑後地域と佐賀県佐賀市以東の観光 団体・商工会議所・商工会の会員、及び紹介 企業:団体:4,000円

③その他(①②に属しない企業・団体)8,000円 ※①~③の全て税込金額

※11月30日(土)までにお申し込みの場合、参 加料は半額

申 久留米観光コンベンション国際交流協会 誘致広報課

☎ 0942-31-1717 F 0942-31-3210

⊠ ktie@ktarn.or.jp

### 労働教育講座 · 労働 経営セミナーを開催

市は、福岡県と連携して、労働者を対象に、 労働問題の基本的理解を深めるための「労 働教育講座」や、主に経営者や人事・労務担 当者を対象にした「労働経営セミナー」を開催します。働く 中で直面するさまざまな問題について解説します。

### 労働教育講座

法改正でどう変わる?知っておきたい「同一労働・同一賃金」

日 時 11月18日(月)19:00~20:30

対 象 者 勤労者、テーマに興味がある人

師にしひら社会保険労務士事務所

社会保険労務士 西平 睦美 氏

#### 労働経営セミナー 今すぐ始める 企業におけるハラスメント防止策

時 11月28日(木)14:30~16:30

象 者 経営者、人事・労務担当者、テーマに興味がある人

師 女性協同法律事務所 弁護士 柏熊 志薫 氏

場 えーるピア久留米210・211研修室

(諏訪野町1830番地6)

定 員 各回50人(先着順)

申込方法 電話·FAX·メール

※講座名、氏名、電話番号をお伝えください

申福岡県 福祉労働部 労働局 労働政策課

**☎** 092-643-3585 **F** 092-643-3588

⊠ koyou-kikaku@pref.fukuoka.lg.jp

### わくわくローンの 活用を

生活に必要なお金を無担保・低金利で 貸し付けします

市は、九州ろうきんと連携して、中 小企業で働いている人を対象に、 教育費やマイカー購入費など生活 に必要なお金を無担保・低金利で 貸し付ける制度「わくわくローン」を 実施しています。詳しくは下記までお 問い合わせください。



#### わくわくローンの概要

貸付金額	200万円以内
返済期間	10年以内
貸付金利	年3.6%
返済方法	元利均等月賦(ボーナス併用返済も可能)
担保·保証人	原則として不要
利 用 目 的 教育費、医療費、冠婚葬祭費など その他生活のため必要な資金	

申 九州労働金庫(九州ろうきん)ローンセンター久留米

**☎**0942-33-7117 **F** 0942-33-7123

所 城南町8番地28

### 良い習慣づくりが能力を伸ばす

### 久留米地域職業訓練センターの [時間管理術研修|講座

公私ともに充実した生活を送るために、時間の使い方や クセの見える化によって成果を出す時間術・良い習慣づく りのコツをお伝えします。

「時間が足りない」「いつも時間に追われている」「仕事 の成果が上がらない」と感じていませんか?このままだ

と、現状が改善しないうえ、新しい モノ、工夫、考えを生み出せず、ビ ジネスチャンスの損失につながっ てしまいます。今こそ「良い習慣づ くり」に取り組み、時間管理を見直 しましょう。習慣を変えるための新 しい気づきがきっとあるはずです。



#### 内

- ●目標と目的「どのような人生を送りたいのか」
- 「時間術」とは
- 時間術のクセ
- ●すべては"良い習慣づくり"
- ●能力を超える習慣づくり

時 11月13日(水) 9:00~16:00

場 久留米地域職業訓練センター(東合川5-9-10)

講料 7,000円(税込)

20歳代~40歳代の在職者

24人(先着順)

電話、FAX、メール

※講座名、氏名、電話番号をお伝えください

申 久留米地域職業訓練センター ☎ 0942-44-5201

### 男女平等推進委員制度

### 性差別からの救済について 申し出ができます

「性別によって不公平に扱われた」または「市の施策などが 男女平等でない」と思ったときは、男女平等推進委員(弁護 土などの専門家)に救済や苦情を申し出ることができます。

#### このようなことに遭遇したことはありませんか?

- 結婚·出産で退職を強要された
- 女性という理由だけで、優先的にリストラをされた
- 職場や地域でセクシュアルハラスメントを受けている
- 給与面に男女の格差が生じている
- 産休・育休を取ろうとすると、いやがらせをされる
- 昇給制度に男女差がある

これらの身近な差別や権利侵害の申し出に 対し、男女平等推進委員が個別に対応し解決 に当たります。相談内容をはじめ、秘密は厳守 します。過去の申し出と対応結果は、市ホーム ページで見ることができます。



公共施設のトイレなどに置いているSOSカ



窓口に来所・電話・メール

☎ 0942-30-9246(専用電話)

☑ danjoiin@city.kurume.fukuoka.jp



月曜日~金曜日 8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く)

問男女平等政策課 ☎ 0942-30-9044 F 0942-30-9703 所 市本庁舎9階(城南町15番地3)

### パワーハラスメント対策が 事業主の義務になります

労働施策総合推進法の改正により、令和元年6月5日 の公布から、1年以内に政令で定められる日より、職場 におけるパワーハラスメント防止のために雇用管理上 必要な措置を講じることが事業主の義務になります。 ※中小企業は、公布後3年以内の政令で定める日まで の間は、努力義務となります。

一人一人が働きやすい職場環境にするために、パ ワーハラスメントの防止に取り組みましょう。

職場におけるパワーハラスメントとは、 次の3要素をすべて満たすものです。

- ①優越的な関係を背景とした
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③就業環境を害すること

(身体的または精神的な苦痛を与えること)

#### 雇用管理上の措置の具体的内容

- ○事業主によるパワーハラスメント防止の社内 方針の明確化と周知・啓発
- ○苦情などに対する相談体制の整備
- ○被害を受けた労働者へのケアや再発防止等

**☎** 0942-30-9046 **F** 0942-30-9707 ☑ rousei@city.kurume.fukuoka.jp

#### DV被害者へのご理解とご協力を お知らせ

DV(ドメスティックバイオレンス)は、犯罪行為をも含む 重大な人権侵害です。被害者の多くは女性であり、その背景 に、性別による固定的な役割分担意識や、男女間の経済 的格差などがあります。

#### DV行為の例

身体的…叩く、殴る、蹴る、髪をつかんで引きまわす

精神的…脅す、無視する、ののしる、ものを投げる

経済的…生活費を渡さない、借金を強要する

社会的…外出を制限する、行動をチェックする

性 的…望まない性交渉を強要する、避妊をしない、 リベンジポルノを行う

多くのDV被害者は、繰り返される暴力で自尊心を奪わ れ、自分の感じ方や言動に自信を失っています。相手から 仕事や社会的な活動を制限され、周囲や社会とのつなが りがなくなり、次第に孤立していきます。

被害者が安定した生活を営むには、安全の確保と社会 的自立を支援していくことが重要です。

市は、安全安心なまちづくり を進めるセーフコミュニティ活動 において「DV防止・早期発見」 のためのDV予防啓発を推進 しています。DV被害者支援への ご理解、ご協力をお願いします。



女性のための相談室(総合相談) ※まずはお電話ください

日 時 月·火·水·金·土曜日·······10:00~18:00 木曜日…………17:00~20:00

日曜日………10:00~17:00

※祝日、月末日、年末年始は休みです

電話番号 0942-30-7802

間男女平等推進センター

☎ 0942-30-7800 F 0942-30-7811

☑ danjo-c@city.kurume.fukuoka.jp

所 諏訪野町1830番地6 えーるピア久留米内

### 

### COOL CHOICE(腎い選択)を 始めましょう

市は、地球温暖化対策のための国民運動 「COOL CHOICE」に賛同しています。

「COOL CHOICE」とは、2030年度の温室効果ガ ス排出量を2013年度比で26%削減するために、省工 ネ・低炭素型の製品・サービス・行動などのあらゆる 「賢い選択」をしていこうという取り組みです。

#### 取り組みの例

- ●省エネ家電やエコカーを購入する
- ●公共交通機関を利用する
- ●高効率な照明に替える
- ウォームビズを実施する



市民や事業所の皆さんに、取り組みを呼びかけるため 「COOL CHOICE宣言」をした大久保市長

間環境政策課 20942-30-9146 F 0942-30-9715

⊠ kansei@city.kurume.fukuoka.jp

#### 冬に空調を使うポイント

#### ○冬の電気の使われ方の特徴

冬期の電力需要は、朝9時~10時頃と夕方5時~6 時頃にピークを迎える傾向にあります。この時間帯は、 事業活動の開始や気温の低下に伴い、暖房による電 力需要が多くなります。このような特徴を念頭におい て、省エネの取り組みを行うことがポイントです。

#### ○エアコンを使用する前のポイント

フィルターが目詰まりしているエアコンは、空気を 吸い込みにくくなり、無駄な電力を使ってしまいます。 掃除機でほこりを吸い取るなど、2週間に1度を目安 に定期的にフィルターを掃除しましょう。暖房時で、 約6%の消費電力の削減になります。

#### ○状況に応じて温度管理を

冬の暖房時の温度設定を1℃低くすると約10% の消費電力の削減になります。これにより費用をか けずに大きな省エネ効果を得ることができます。

事務室や書庫などそれぞれの環境に適した温度設 定にするなど、メリハリのある管理をしましょう。

また、温度ムラをなくすことも適切な温度管理を行う ポイントです。暖かい空気は上昇します。天井付近に溜 まる暖かい空気を扇風機やサーキュレーターを使っ て循環させることで、室内温度の均一化を図りましょう。

#### ○ウォームビズを実施しましょう

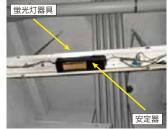
ウォームビズの実施も「COOL CHOICE」の1つ です。空調の使い方を見直し、室温を20℃に保ちな がら、着衣等の工夫により、冬を快適に過ごしましょう。

#### お知らせ

### 機器にPCBが入っているか確認してください

昭和47年頃までに製造された変圧器、コンデンサー、 業務用蛍光灯の安定器など工場、店舗などで使用・保管 されている古い電気機器には、環境と人体に極めて有害 なPCB(ポリ塩化ビフェニル)が含まれている可能性があ り、法律で処分するよう定められています。

機器にPCBが入っているか確認してください。



蛍光灯器具内の安定器



安定器本体

#### ①PCB使用安定器

処分期間:令和3年3月31日まで

市は昭和52年3月までに建築・改修された建物の所有者 を対象に、「照明器具のPCB使用安定器に関する調査」を 実施しています。調査票やはがきが届いている場合は、ご 協力をお願いします。

#### ②高濃度PCBが含まれる変圧器・コンデンサー

処分期間はすでに過ぎていますが、万が一保管している ことが判明している場合は、速やかに市廃棄物指導課に ご連絡ください。

#### 久留米市 PCB 検索穴

☑ haikishi@city.kurume.fukuoka.jp

#### 福岡県最低賃金改定のお知らせ お知らせ

福岡県最低賃金は、10月1日に841円に改定されます。

間 福岡労働局 労働基準部 賃金室

**☎** 092-411-4578

F 092-411-4875



#### 正社員と非正規社員の間の不合理な待遇差をなくそう お知らせ

#### パートタイム・有期雇用労働法が施行されます

パートタイム・有期雇用労働法が2020年4月1日(中小 企業の場合は、2021年4月1日)に施行されます。

#### ポイント

- ①同一企業内において正社員とパートタイム労働 者・有期雇用労働者との間で基本給、賞与などあ らゆる待遇について不合理な待遇差を設けるこ とが禁止されます。
- ②事業主は、パートタイム労働者・有期雇用労働者 から求めがあった場合は、正社員との待遇差の 内容や理由等について説明しなければなりません。
- ③行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛 争解決手続の規定が整備されます。



パートタイム・有期雇用労働法キャラクター「パゆう」ちゃん

#### パートタイム・有期雇用労働法特別相談窓口

福岡労働局は、労働者と事業主を対象に窓口を開 設しています。

設置期間 2020年3月31日(火)まで

相談場所 福岡労働局 雇用環境・均等部 指導課 (福岡市東区博多駅東2丁目11番1号

福岡合同庁舎新館4階)

対 象 者 労働者·事業主

受付時間 9時から17時まで(土・日・祝日・年末年始は除く)

相談内容 ○勤務先の正社員との不合理な待遇差について

○差別的取り扱いについて

○法律施行に向けての対応、準備の仕方 等

電話番号 092-411-4894 FAX番号 092-411-4895

#### 厚生労働省 同一労働同一賃金 検索

間福岡労働局 雇用環境・均等部 指導課

**☎** 092-411-4894 **F** 092-411-4895

#### -ク久留米に「人材確保・就職支援コ-お知らせ

ハローワーク久留米は、人材不足が深刻な分野(福祉、 建設、警備、運輸)におけるミスマッチの改善等を図るため に、人材確保・就職支援コーナーを設置しています。人材確 保に関するアドバイスを行うほか、ハローワーク久留米内 の会議室を開放してミニ面談会、会社説明会を実施するな ど、求人者と求職者が出会う場を提供します。人材確保でお 悩みの福祉、建設、警備、運輸分野の求人事業所の皆さん はぜひご利用ください。

E 時 月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30~17:15



間久留米公共職業安定所(ハローワーク久留米)

☎ 0942-90-0010 F 0942-35-5955

所 諏訪野町2401番地

#### お知らせ

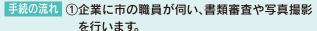
### 12月で自動交付機での証明書発行が終了

### マイナンバーカード企業一括申請を募集

無料

市は、12月下旬をもって本庁舎1階と西鉄久留米駅に設置 している自動交付機による各種証明書の交付を終了します。 それに代わり来年1月から、全国のコンビニエンスストアで証 明書を取得できるサービスを開始します。このサービスを利用 するためには、顔写真付マイナンバーカードが必要です。

市は、マイナンバーカードの企業一括申請を受け付けて います。申請から受け取りまで企業の事務所内で手続きを することができます。



②約2か月後、ご自宅にマイナンバーカードが 送付されます。

象 久留米市内に事業所がある企業

※手続きをする場合は、久留米市内の事業所に 限ります。

申込条件 交付申請希望者が10人以上であること その他の詳しい条件については、お問い合わせ ください。



今後さまざまな生活シーンで使われるようになるマイナンバーカード(見本)



マイナンバー制度ロゴマーク 「マイナちゃん」

間 市民課

☎ 0942-30-9027 F 0942-30-9758

☑ shiminka@city.kurume.fukuoka.jp

# 多目的ギャラリーのご案内

久留米市一番街多目的ギャラリーは、 市民活動や市民文化の発表の場です。写 真や絵画などの作品を展示しています。お 気軽にお立ち寄りください。

また、作品の展示だけでなく商品の宣 伝・販売もできますので、活用してください。 予約状況確認や利用申し込み・利用料 金などは、下記までお問い合わせください。

#### 一番街多目的ギャラリー 検索人

間久留米市一番街多目的ギャラリー

**F** 0942-39-3030

所 東町26-8 1階

10月~12月開催の催事	開館時間:10時~19時
日程	催事名
10/1(火)~ 6(日)	第2回 薙野敏光 水彩画展
10/8(火)~ 14(月·祝)	齊藤鈴子「鈴の会」 第4回 花の手描き染め絵展
10/16(水)~ 20(日)	2019都市ビル環境の日「子ども絵画コンクール」
10/22(火·祝)~27(日)	久留米特別支援学校 生徒作品展
10/29(火)~ 11/4(月·祝)	城井直哉 水彩画作品展
11/6(水)~ 10(日)	第8回 書画の装い展
11/12(火)~ 17(日)	第31回 南祥会 書作展
11/19(火)~ 24(日)	おしゃれな手づくりアート展
11/26(火)~ 12/1(日)	中原みゆき4コマ絵本原画展
12/3(火)~ 8(日)	冬のガラス展
12/10(火)~ 15(日)	水中写真展
12/17(火)~ 22(日)	アトリエKK 水彩画教室展
12/24(火)~ 28(土)	Reborn 復活展

※上記催事予定表は、9月17日現在の決定分のため、変更になる場合があります

久留米市 商工労働ニュース 54号 2019年 秋 9月30日発行

問問い合わせ先

申申し込み先・問い合わせ先

図 Eメールアドレス 所所在地 ☎ 電話 F FAX

商工労働ニュースに関するご意見・ご要望・お問い合わせは

〒830-8520 久留米市城南町15番地3 FAX 0942-30-9707(両課共通)

久留米市商工政策課

久留米市労政課

TEL 0942-30-9133 E-mail:syoko@city.kurume.fukuoka.jp

TEL 0942-30-9046

E-mail:rousei@city.kurume.fukuoka.jp

